



山形県公報

平成23年8月23日(火)
第2271号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 訓 令

○留山川ダム操作規則……………(河川課) ……849

### 告 示

○災害等による県税の納期限等の指定……………(税政課) ……852

### 教育委員会関係

#### 告 示

○山形県教育委員会8月定例会の招集……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(総務厚生課) ……同
- 同……………(同) ……853
- 家畜商講習会の開催……………(畜産課) ……同
- 指定管理者の募集……………(空港港湾課) ……同
- 同……………(同) ……854
- 同……………(同) ……855
- 同……………(同) ……856
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……857
- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……858

## 訓 令

### 山形県訓令第12号

県土整備部  
村山総合支庁

留山川ダム操作規則を次のように定める。

平成23年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 留山川ダム操作規則

#### 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 貯水池の水位等(第3条―第6条)
- 第3章 貯水池の用途別利用(第7条・第8条)
- 第4章 洪水調節等(第9条―第13条)
- 第5章 貯留された流水の放流(第14条―第18条)
- 第6章 点検、整備等(第19条―第21条)
- 第7章 雑則(第22条)
- 附則

## 第1章 総則

## (通則)

第1条 留山川ダム（以下「ダム」という。）の操作については、この規則の定めるところによる。

## (ダムの用途)

第2条 ダムは、洪水調節及び流水の正常な機能の維持をその用途とする。

## 第2章 貯水池の水位等

## (洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒8立方メートル以上である場合における当該流水とする。

## (水位)

第4条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

## (常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高300.0メートルとする。

## (サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高308.4メートルとする。

## 第3章 貯水池の用途別利用

## (洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節（以下「洪水調節等」という。）は、標高300.0メートルから標高308.4メートルまでの容量675,000立方メートルを利用して行うものとする。

## (流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高293.0メートルから標高300.0メートルまでの容量325,000立方メートルを利用して行うものとする。

## 第4章 洪水調節等

## (洪水警戒体制)

第9条 村山総合支庁建設部山形統合ダム管理課長（以下「課長」という。）は、山形地方気象台から天童市に降雨に関する注意報又は警報が発せられ洪水の発生が予想される場合その他県土整備部長が定める場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

## (洪水警戒体制時における措置)

第10条 課長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 県土整備部河川課その他県土整備部長が定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置

## (洪水調節等)

第11条 洪水調節等は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

## (洪水調節等の後における水位の低下)

第12条 課長は、前条の規定により洪水調節等を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

## (洪水警戒体制の解除)

第13条 課長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

## 第5章 貯留された流水の放流

## (貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第14条 ダムによって貯留された流水は、第11条、第12条及び第16条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから放流を行うことができる。

- (1) 第19条第1項の規定によりダム等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、県土整備部長が定める特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合において放流する水量の限度は、毎秒1.2立方メートルとする。

## (放流の原則)

第15条 課長は、放流管から放流を行う場合には、当該放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努める

ものとする。

（流水の正常な機能の維持のための放流）

第16条 課長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表に掲げる地点においてそれぞれ同表に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

2 課長は、最上川の河川環境の保全又は水利使用に支障を与えないよう、高屋地点の水量が毎秒60立方メートル以下である場合は、流入量又は前項の規定による放流量のうちいずれか大きい量をダムから放流しなければならない。

（放流に関する通知等）

第17条 課長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

（ゲート等の操作）

第18条 放流管から放流を行う場合のゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）の操作については、県土整備部長が定める。

第6章 点検、整備等

（計測、点検及び整備）

第19条 課長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 課長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、別に基準を定めなければならない。

（観測）

第20条 課長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（記録）

第21条 課長は、ゲート等を操作し、第19条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、県土整備部長が定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑則

（委任）

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の事項は、県土整備部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表

| 地 点    | 期 間             | 水 量           |
|--------|-----------------|---------------|
| ダム地点   | 通年              | 毎秒0.050立方メートル |
| 新原崎橋地点 | 1月1日から3月31日まで   | 毎秒0.100立方メートル |
|        | 4月1日から6月30日まで   | 毎秒0.179立方メートル |
|        | 7月1日から9月30日まで   | 毎秒0.084立方メートル |
|        | 10月1日から12月31日まで | 毎秒0.100立方メートル |

---

**告 示**

---

**山形県告示第720号**

平成23年4月県告示第344号（災害等による県税の納期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものは、県税（自動車税を除く。）の納税者に係るものにあつてはその期限が平成23年3月11日から同年9月29日までに到来するものについて同月30日とし、自動車税の納税者に係るものにあつてはその期限が同年3月11日から同年10月30日までに到来するものについて同月31日とする。

平成23年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 指定地域

福島県（田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楮葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村を除く。）

---

**教育委員会関係**

---

**告 示****山形県教育委員会告示第10号**

山形県教育委員会8月定例会を次のとおり招集した。

平成23年8月23日

山形県教育委員会

委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成23年8月24日（水） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 山形県立特別支援学校の小学部及び中学部における平成24年度使用教科用図書の採択について
  - (2) 山形県立高等学校及び特別支援学校高等部、高等部のみを置く特別支援学校における平成24年度使用教科用図書の採択について
  - (3) 平成24年度山形県公立学校教職員人事異動方針について
  - (4) 教職員の人事について

---

**公 告**

---

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県給与等システム運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総務厚生課業務企画・開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3337
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成23年7月26日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号
- 5 随意契約に係る契約金額 376,687,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県給与等システムの運用に係る情報処理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総務厚生課業務企画・開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3337
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成23年7月26日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 随意契約に係る契約金額 660,101,400円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、同法第3条第2項第1号の規定による講習会を次のとおり実施する。

平成23年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 講習会の日時及び場所
  - (1) 日 時 平成23年10月12日（水）及び13日（木）  
午前8時30分から午後5時まで
  - (2) 場 所 天童市大字北目字滝本574  
山形県家畜商業協同組合 会議室
- 2 講義内容
  - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
  - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
  - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 3 受講手続  
受講申込書を平成23年9月22日（木）までに住所を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課（県外居住者にあつては、山形市松波二丁目8番1号農林水産部畜産課）に提出すること。  
なお、受講申込書を提出する際に手数料（4,500円）を当該受講申込書に山形県収入証紙をちょう付して納付すること。
- 4 その他  
詳細については、農林水産部畜産課（電話023(630)2473）又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

米沢ヘリポートの指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 米沢ヘリポート
  - (2) 所在地 米沢市八幡原二丁目444番9号
- 2 指定の期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

### 3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合においては、構成員も全てこれを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 法人等の代表者等に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (10) 共同企業体においては、適当な名称を選定のうえ、代表となる法人等が決められていること。
- (11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で申請することはできないこと。

### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成23年8月23日（火）から同年10月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所 山形県置賜総合支庁建設部建設総務課建設技術調整担当 郵便番号992-0012 米沢市金池七丁目1番50号 電話番号0238-26-6099  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成23年9月12日（月）から同年10月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成23年10月4日（火）までに到着したものに限り、受け付ける。

### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、米沢へりポート条例（平成3年12月県条例第76号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポットの指定管理者を次のとおり募集する。  
平成23年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット
- (2) 所在地 酒田市大浜地内

### 2 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

### 3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合においては、構成員も全てこれを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
  - (5) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
  - (6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
  - (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
  - (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
  - (9) 共同企業体においては、適当な名称を選定のうえ、代表となる法人等が決められていること。
  - (10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で申請することはできないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成23年8月23日（火）から同年10月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
  - (2) 配布場所
    - イ 山形県県土整備部空港港湾課港湾担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2625
    - ロ 山形県港湾事務所港政管理担当  
郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234-26-5635なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成23年9月20日（火）から同年10月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
  - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成23年10月4日（火）までに到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
  - (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

加茂港緑地及び加茂レインボービーチの指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 加茂港緑地及び加茂レインボービーチ
  - (2) 所在地 鶴岡市今泉字大久保地内
- 2 指定の期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
県内に主たる事業所（本店）を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合においては、構成員も全てこれを満たすこと。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

- (5) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
  - (6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
  - (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
  - (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
  - (9) 共同企業体においては、適当な名称を選定のうえ、代表となる法人等が決められていること。
  - (10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で申請することはできないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成23年8月23日（火）から同年10月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
  - (2) 配布場所
    - イ 山形県県土整備部空港港湾課港湾担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2625
    - ロ 山形県港湾事務所港政管理担当  
郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234-26-5635なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成23年9月20日（火）から同年10月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
  - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成23年10月4日（火）までに到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）、山形県海浜公園条例（平成17年7月県条例第82号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
  - (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

鼠ヶ関マリーナの指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 鼠ヶ関マリーナ
  - (2) 所在地 鶴岡市鼠ヶ関地内
- 2 指定の期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
県内に主たる事業所（本店）を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合においては、構成員も全てこれを満たすこと。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
  - (5) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなく



なった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (9) 共同企業体においては、適当な名称を選定のうえ、代表となる法人等が決められていること。
- (10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で申請することはできないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成23年8月23日（火）から同年10月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- (2) 配布場所

イ 山形県県土整備部空港港湾課港湾担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2625

ロ 山形県港湾事務所港政管理担当

郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234-26-5635

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成23年9月20日（火）から同年10月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成23年10月4日（火）までに到着したものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

---

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年8月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) ノート型パソコン 662台
- (2) デスクトップ型パソコン 130台

#### 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723

#### 3 落札者を決定した日 平成23年7月27日

#### 4 落札者の名称及び所在地

株式会社ケーブルテレビ山形 山形市あこや町一丁目2番4号

#### 5 落札金額 29,867,250円

#### 6 特定調達契約の相手方を決定した手續 一般競争入札

#### 7 山形県物品等又は特定役務の調達手續の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成23年6月17日

---

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成23年5月20日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成23年7月5日付け及び平成23年7月19日付けで山形県知事から通知があった。

平成23年 8月23日

山形県監査委員 船 山 現 人  
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門  
 山形県監査委員 小 山 壽 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

| 所管課            | 外部監査<br>実施機関名            | 監 査 結 果                                                                                                                                                                                                                   | 措 置 の 内 容                                                                                          |
|----------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農林水産部<br>森林課   | 財団法人<br>山形県<br>林業公社      | <p>&lt;会計基準および財務規程への準拠性について&gt;</p> <p>平成21年度末において、実在しない現品処分済みの固定資産（事務用椅子2脚のうち1脚）が計上されている。</p> <p>固定資産および物品について毎年実在していることを確かめ、その明確な証拠を残したうえで、現物管理およびその会計処理（不一致がある場合の除却処理等）を適切に行うべきである。</p>                                | <p>平成22年度決算において、除去処理を行った。</p> <p>なお、今後は、毎年、固定資産及び物品について実在性の確認を行い、その結果を報告書として取りまとめのうえ、適正な処理を行う。</p> |
| 農林水産部<br>森林課   | 財団法人<br>山形県<br>林業公社      | <p>&lt;借入金の残高管理について&gt;</p> <p>県からの借入金の一部について、県知事が押印した外部資料「資金の貸付について（通知）」が保存されていない年度が散見された。</p> <p>林業公社における権利義務を明確にする重要資料として適切に保管する必要がある。</p>                                                                             | <p>林業公社文書取扱規程に基づく「文書収受簿」による文書管理を徹底する。</p>                                                          |
| 農林水産部<br>森林課   | 財団法人<br>山形県<br>林業公社      | <p>&lt;借入金の返済可能性について&gt;</p> <p>借入金の返済可能性は分収林契約からの収益が収支予測通り実現するか否かにかかっている。</p> <p>毎年度、収支予測の見直しを行っているが、理事会の承認事項とはなっておらず専務理事の専決事項となっている。これらの収支予測は、理事会等で機関決定すべき事項と考える。</p> <p>また、収支予測の達成状況は、然るべき方法で情報開示される仕組みが必要であると考える。</p> | <p>収支予測については、平成23年5月の理事会に提出し、承認された。</p> <p>また、公社の事業及び財務内容等と併せて公社のHPで公開している。</p>                    |
| 農林水産部<br>農政企画課 | 財団法人<br>やまがた農業<br>支援センター | <p>&lt;特別事業用地の評価基準及び評価方法について&gt;</p> <p>公益法人会計基準において注記が要請されているが、センターにおける現状の財務諸表に、特別事業用地の評価基準及び評価方法については、注記表示がなされていない。現状は、取得原価により、評価されているのでその旨の開示が必要であるものとする。</p>                                                          | <p>平成22年度決算書に、特別事業用地の評価基準及び評価方法を注記した。</p>                                                          |

|                |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                         |
|----------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 農林水産部<br>農政企画課 | 財団法人<br>やまがた農業<br>支援センター | <p>&lt;債権債務の長期短期による流動固定分類について&gt;</p> <p>貸借対照表上、長期、短期の流動固定分類が妥当ではないため、修正が必要なものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流動資産として分類されている農業用機械・施設導入事業貸付金のうち、長期の債権については、固定資産として分類しなければならない。</li> <li>・特別事業未収金に滞留債権が存在し、分割払いによる長期の回収計画となっているが、これを流動資産として扱っている。</li> </ul> | 平成22年度決算において、資産の流動・固定分類を見直した。                                                           |
| 農林水産部<br>農政企画課 | 財団法人<br>やまがた農業<br>支援センター | <p>&lt;債権について貸倒引当金の設定が必要なものについて&gt;</p> <p>貸倒が懸念されている債権について、公益法人会計基準における貸倒引当金の設定の検討がなされていない事例があった。</p> <p>回収が懸念される債権であり、貸倒引当金の設定の基準を検討し、基準に従って貸倒引当金の設定がなされなければならないものとする。</p>                                                                                                | 平成22年度決算において、引当金計上基準に基づき貸倒引当金を計上した。                                                     |
| 農林水産部<br>農政企画課 | 財団法人<br>やまがた農業<br>支援センター | <p>&lt;遊休資産について&gt;</p> <p>平成22年3月末現在に計上されている固定資産の中で、遊休資産が存在する。</p> <p>使用の可能性が無いものについては、速やかに処分をする必要があるものとする。</p>                                                                                                                                                            | 使用の可能性がない機械等を処分し、平成22年度決算において固定資産の除去処理を行った。                                             |
| 農林水産部<br>農政企画課 | 財団法人<br>やまがた農業<br>支援センター | <p>&lt;貸与助成金について&gt;</p> <p>ニューファーマー経営安定加速事業による助成金のうち継続就農されない等の理由により返還免除にならなかった債権が滞留しているが、債権回収・保全の手続きが適切に行われておらず、会計処理についても不適切なものとなっている。</p>                                                                                                                                 | 債務者と債務承認弁済契約を締結し、債権回収（元本返済及び違約金精算）の手続きを行っている。<br>また、平成22年度決算において、引当金計上基準に基づき貸倒引当金を計上した。 |
| 県土整備部<br>下水道課  | 財団法人<br>山形県<br>下水道公社     | <p>&lt;除却すべき物品の存在について&gt;</p> <p>置賜処理区において、故障しており使用していないパソコンが1台存在していた。なお、当該物品は購入時に費用処理されており、物品として管理されている。公社は財務規程に基づき、不要物品を把握した場合には適時に不要決定および処分を行わなければならない。</p>                                                                                                              | 当該物品については、平成23年3月2日に廃棄処分の決定をし、5月27日に契約している業者に引き渡し、廃棄処分を依頼した。                            |

|                 |                          |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                            |
|-----------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 健康福祉部<br>障がい福祉課 | 社会福祉法人<br>山形県社会<br>福祉事業団 | <p>&lt;預金の簿外残高について&gt;</p> <p>平成22年 3月31日現在、銀行に慈丘園園長名義の普通預金 1口座が残高として存在しているが、事業団帳簿には計上されていなかった。</p> <p>各施設の現預金管理およびその報告が正確に行われる様に内部管理を徹底し、また決算時における現預金の帳簿残高と銀行残高証明書等との照合を漏れなく実施することにより、事業団名義の現預金をすべて決算書に表示する必要があるものとする。</p>          | <p>平成23年 3月10日に慈丘園会計に計上した。</p> <p>決算時における帳簿残高と銀行残高証明書との照合を複数名で行い、再発防止に努めていく。また、法人内部監査、無通告の特別監査等を通じて、現預金の管理について確認検査し、不正等の防止に努めていく。</p>                      |
| 健康福祉部<br>障がい福祉課 | 社会福祉法人<br>山形県社会<br>福祉事業団 | <p>&lt;たな卸資産（商品・製品）の過大評価について&gt;</p> <p>平成22年 3月31日現在、決算書にたな卸資産として各授産施設において製造販売される商品・製品およびその仕掛品を計上しているが、当該たな卸資産を売価によって評価している。</p> <p>事業団の財政状態を適切に表した決算書とするため、たな卸資産の評価について「社会福祉法人会計基準」および「同注解」に準拠した「原価基準」に基づく経理規程および会計処理とする必要がある。</p> | <p>平成23年 3月31日現在の商品・製品及び仕掛品のたな卸資産について、原価基準により評価を行い計上した。</p> <p>経理規程については「社会福祉法人会計基準」に準拠した規程の整備を行い、平成23年 4月 1日から実施している。</p>                                 |
| 健康福祉部<br>障がい福祉課 | 社会福祉法人<br>山形県社会<br>福祉事業団 | <p>&lt;基本金残高の未計上について&gt;</p> <p>平成22年 3月31日現在、決算書における基本財産特定預金は10百万円計上されているが、基本金残高は0円となっている。この基本財産特定預金10百万円は事業団創設時における県からの出資金であり、県の決算内訳書においても出資金として表示されているものである。</p> <p>当該特定預金に対する見合いとなるべき基本金が0円となっている現状を再検討し、然るべき会計処理を行うべきである。</p>   | <p>事業団で実施している外部監査（平成22年 8月19日～20日実施）において指摘を受け、平成22年 8月20日に基本金に計上した。</p>                                                                                    |
| 健康福祉部<br>障がい福祉課 | 社会福祉法人<br>山形県社会<br>福祉事業団 | <p>&lt;固定資産の過少計上について&gt;</p> <p>事業団は経理規程において、単価10万円を超え、かつ1年を超えて使用する物品に係る支出は資産計上することとしている。</p> <p>決算書において少なくとも器具備品、構築物が過少計上、修繕費が過大計上となっている。</p> <p>各施設で費用処理されている支出について資産計上すべき支出が含まれていないか調査し、経理規程に基づいた処理を行える状況および内部統制を早急に整備すべきである。</p> | <p>平成23年 3月23日全施設長に、費用処理している支出について、資産計上すべき支出がないか調査するよう通知を出し周知を図った。</p> <p>なお、指摘を受けたものについては資産計上を行った。</p> <p>法人内部監査を通じて、資産計上すべき支出がないか確認検査し、不正等の防止に努めていく。</p> |

|                 |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                              |
|-----------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 健康福祉部<br>障がい福祉課 | 社会福祉法人<br>山形県社会<br>福祉事業団 | <p>&lt;固定資産台帳の管理について&gt;</p> <p>固定資産の減価償却計算を行う上で財務会計システム内の固定資産管理台帳を利用しているが、平成22年3月末日現在の当該資産登録内容は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に照らして、前出登録資産の資産区分および耐用年数を検討すると、無形固定資産・車両運搬具が過大計上、器具備品は過少計上となっている。</p> <p>固定資産管理台帳の登録内容につき再度精査した上で規程が求める正しい会計処理となるよう修正し、また今後の台帳管理につき正しく行われるよう内部統制を強化する必要がある。</p> | <p>平成23年3月9日全施設長に、固定資産物品にかかる耐用年数等について誤りがないか調査するよう通知を出し周知を図った。その結果、指摘を受けたもの以外に、数件誤りが見つかり直ちに修正処理を行った。</p> <p>法人内部監査を通じて、耐用年数等について誤りがないか確認検査し、不正等の防止に努めていく。</p> |
| 健康福祉部<br>障がい福祉課 | 社会福祉法人<br>山形県社会<br>福祉事業団 | <p>&lt;決算書の記載内容について&gt;</p> <p>決算において事業団内部における取引によって生じた損益および資産負債を消去せずに計算書類を作成している。消去していない重要な損益は人件費および雑収入、資産負債は短期貸付金および短期運営資金借入金がそれぞれ過大計上されたまま表示されている。</p> <p>内部取引について相殺消去した計算書類の作成を検討すべきであり、それができない場合でも少なくとも内部取引の内容と金額について注記することにより適切な情報開示をすべきであろう。</p>                              | <p>平成22年度決算から、内部取引を相殺消去し、法人全体の計算書類を作成した。</p>                                                                                                                 |
| 健康福祉部<br>障がい福祉課 | 社会福祉法人<br>山形県社会<br>福祉事業団 | <p>&lt;決算書の記載内容について&gt;</p> <p>計算書類に含まれる財産目録を作成しているが貸借対照表と同様の記載内容となっている。</p> <p>社会福祉会計基準および同注解が求める資産および負債の詳細を明記した財産目録を作成すべく、計算書類の記載内容を再度検討しなければならない。</p>                                                                                                                             | <p>平成22年度決算から、資産及び負債について、名称・金額等を表示した財産目録を作成した。</p>                                                                                                           |

|                         |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                  |
|-------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>健康福祉部<br/>障がい福祉課</p> | <p>社会福祉法人<br/>山形県社会<br/>福祉事業団</p> | <p>&lt;借用地の駐車場設置について&gt;<br/>事業団の特別養護老人ホーム4施設は、平成15年4月に県から建物、設備等につき無償譲渡を受け、その後自主管理を行っている。当該施設に係る土地は現在も県が所有し、事業団は県から無償貸与を受けているが、同施設のうち寿泉荘に係る土地の一部を所有者である県に特段の報告なく事業団が駐車場に造成していた。<br/>借主である事業団は経理規程に従った承認活動を行うべく各施設への指導を徹底し、また各施設で費用処理されている支出について県への報告を要するものがないか本部等により調査し、さらに明確な経理規程を整備することにより承認や報告が漏れることのない体制および内部統制を構築すべきである。</p> | <p>平成23年3月8日付けで特別養護老人ホーム4施設長に、県知事の承認を得ないで貸付物件の形状変更が行われていないか調査するよう通知を出し周知徹底を図った。<br/>法人内部監査、無通告の特別監査及び外部監査等を通じて承認や報告漏れなどないか確認検査し、また施設長に対しても十分説明を行い、指導を徹底していく。</p> |
|-------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|